

平成11年3月31日

規則第9号

熊本市斎場条例施行規則（昭和47年規則第73号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、熊本市火葬場条例（平成10年条例第56号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（平22規則21・一部改正）

（使用手続）

第2条 条例第5条の規定により火葬場の使用の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付し、熊本市火葬場使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 死体（大人及び小人）又は死産児に係る火葬場の使用 死体（胎）埋火葬許可証
- (2) 改葬による人骨に係る火葬場の使用 改葬許可証
- (3) 産汚物、4月未満の死産児又は人体の一部に係る火葬場の使用 条例別表に定める市内又は市外の別が確認できる書類
- (4) 熊本市斎場の式場及び待合室（以下「式場等」という。）の使用 火葬場において火葬を行わない者にあつては、第1号又は第2号に定める書類の写し

2 市長は、前項に規定する申請書及び書類を審査し、火葬場の使用を適当と認めるときは、当該申請者に熊本市火葬場使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を交付するものとする。

（平22規則21・一部改正）

（使用中止の届出及び使用許可の変更等）

第3条 火葬場の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、火葬場の使用を開始前に取りやめようとするときは熊本市火葬場使用中止届（様式第3号）を、使用許可に係る事項を変更しようとするときは熊本市火葬場使用許可変更申請書（様式第4号）を直ちに市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第7条第1項の規定に該当すると認めるときは熊本市火葬場使用許可取消（変更・停止）通知書（様式第5号）を、前項に規定する申請書を審査し当該変更を適当と認めるときは熊本市火葬場使用変更許可書（様式第6号）を使用者に交付するものとする。

(平22規則21・一部改正)

(休場日)

第4条 火葬場の休場日は、1月1日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(平22規則21・一部改正)

(使用時間等)

第5条 火葬場を使用できる時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、夜間又は昼夜間の式場の使用をする場合及び市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 火葬のために遺体を搬入できる時間は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 熊本市斎場 午前9時から午後3時まで

(2) 熊本市植木火葬場 午前8時30分から午後4時まで

(平22規則21・平24規則163・一部改正)

(使用料の納付)

第6条 使用者は、使用許可書の交付を受ける際に使用料の全額を納付しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第7条 条例第8条第3項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、熊本市火葬場使用料減免申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(平22規則21・一部改正)

(使用料の還付)

第8条 条例第9条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、熊本市火葬場使用料還付申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 還付を受けられる使用料の額は、次に定めるとおりとする。

(1) 条例第9条第1号又は第3号に該当するとき 既納使用料の全額

(2) 条例第9条第2号に該当するとき 既納使用料の額から使用料の5割に相当する額を控除した額

(平22規則21・一部改正)

(特別な設備の許可申請等)

第9条 条例第10条ただし書の規定により式場等に特別な設備をしようとするときは、熊本市斎場特別設備許可申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書を審査し、当該特別な設備を適当と認めるときは、熊本市斎場特別設備許可書（様式第10号）を使用者に交付するものとする。

（平22規則21・一部改正）

（毀損滅失届）

第10条 使用者は、火葬場の施設等を毀損し、又は滅失したときは、熊本市火葬場施設等毀損（滅失）届（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（平22規則21・平24規則163・一部改正）

（使用許可書等の提示）

第11条 使用者は、火葬場を使用する際は、当該使用等に係る許可書を携帯し、火葬場の職員から要求されたときは、いつでもこれを提示しなければならない。

（平22規則21・一部改正）

（使用者の遵守事項）

第12条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 入場者の秩序を維持するために必要な整理員を置くこと。
- (2) 収容人員は、使用施設の定員を超えないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 許可を受けた場合を除き、施設内で物品等を販売し、又は営利を目的とした勧誘を行い、若しくはこれらに類する行為をしないこと。
- (5) 所定の場所以外に許可なく立ち入らないこと。
- (6) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品等を持ち込まないこと。
- (7) ひつぎ内に不燃物類、爆発物、危険物その他火葬に支障を及ぼすおそれのある物を入れないこと。
- (8) 条例第4条の規定により入場を拒否された者の入場を拒否し、又は同条の規定により退去を命じられた者を退去させること。
- (9) 使用開始前に火葬場の職員との打合せを十分に行うこと。

（平22規則21・一部改正）

（残骨灰等の処分）

第13条 遺骨の引取り後における残骨灰等は、市長が適宜処分することができる。

（指定申請書に添付する書類）

第14条 条例第18条第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 収支予算書
 - (2) 当該団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、当該団体の目的、組織、運営等を明らかにした会則、規約その他の書類）
 - (3) 当該団体の前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録（これらの書類を作成する義務がないものにあつては、これらに類する書類）
 - (4) 市税滞納有無調査承諾書
 - (5) 都道府県労働局等が発行する労働保険料に係る納付証明書
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （平24規則163・追加）

（協定に定める事項）

第15条 条例第21条第2項に規定する協定に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 管理業務の内容に関する事項
- (3) 事業計画に関する事項
- (4) 使用時間等及び休場日に関する事項
- (5) 管理業務及び経理状況の報告等に関する事項
- (6) 事業報告書に関する事項
- (7) 本市が支払うべき管理に係る費用に関する事項
- (8) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (9) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (10) 事故及び損害の賠償に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（平24規則163・追加）

（雑則）

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（平24規則163・旧第14条繰下）

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、式場に係る部分は、同年9月1日から施行する。

附 則（平成22年3月19日規則第21号）

- 1 この規則は、平成22年3月23日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前において、この規則の改正前の熊本市斎場条例施行規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間必要な調整をして使用することができるものとする。

附 則（平成24年9月19日規則第163号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前において、この規則の改正前の熊本市火葬場条例施行規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができるものとする。

附 則（令和2年7月17日規則第72号）

この規則は、令和2年7月20日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

熊本市火葬場使用許可申請書				
年 月 日				
熊本市長 (宛)				
申請者 住 所(所在地) _____ 氏 名(代表者名) _____ 電話番号 _____				
次のとおり火葬場を使用したいので申請します。使用に際しましては、関係条例、規則及びこれらに基づく指示に従うことを誓約します。				
死亡者	死亡者の住所			
	死亡者の氏名	生年月日	年 月 日	
	死亡年月日時	年 月 日	午前・午後	時 分
死産児	父 母 の 住 所			
	父 母 の 氏 名	妊娠月数	ヶ月	
	分娩年月日時	年 月 日	午前・午後	時 分
改葬による人骨		体(死亡者を含む)	市内・市外の別	1 市内 2 市外
そ の 他		個	市内・市外の別	1 市内 2 市外
使用区分	火葬場	1 大人(12歳以上) 2 小人(12歳未満) 3 死産児 4 改葬による人骨 5 その他(産汚物、4月未満の死産児、人体の一部)		
	待合室 (熊本市斎場に限る。)	第1室 第2室 第3室 第4室 第5室		
	式 場 (熊本市斎場に限る。)	1 夜間 2 昼間 3 昼夜間		
使用日時	火葬場	年 月 日	午前・午後	時 分
	待合室(2階) (熊本市斎場に限る。)	年 月 日	午前・午後	時 分から2時間
	式 場 (熊本市斎場に限る。)	年 月 日	午前・午後	時 分から 午前・午後 時 分まで
備 考				

様式第2号(第2条関係)

熊本市火葬場使用許可書			
		第 年 月 日	号 日
住 所(所在地)		氏 名(代表者名)	
		熊本市長	
		様 印	
年 月 日付けで申請のあった火葬場の使用については、次のとおり許可します。使用に際しましては、関係条例、規則及びこれらに基づく指示に従ってください。			
死亡者	死亡者の住所		
	死亡者の氏名	生年月日	年 月 日
	死亡年月日時	年 月 日 午前・午後	時 分
死産児	父 母 の 住 所		
	父 母 の 氏 名	妊娠月数	ヶ月
	分娩年月日時	年 月 日 午前・午後	時 分
改葬による人骨		体(死亡者を含む)	市内・市外の別 1 市内 2 市外
そ の 他		個	市内・市外の別 1 市内 2 市外
使用区分	火葬場	1 大人(12歳以上) 2 小人(12歳未満) 3 死産児 4 改葬による人骨 5 その他(産汚物、4月未満の死産児、人体の一部)	
	待合室 (熊本市斎場に限る。)	第1室 第2室 第3室 第4室 第5室	
	式 場 (熊本市斎場に限る。)	1 夜間 2 昼間 3 昼夜間	
使用日時	火葬場	年 月 日 午前・午後 時 分	
	待合室(2階) (熊本市斎場に限る。)	年 月 日 午前・午後 時 分から2時間	
	式 場 (熊本市斎場に限る。)	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで	
備 考			

様式第3号(第3条関係)

熊本市火葬場使用中止届		
年 月 日		
熊本市長 (宛)		
住 所(所在地)		
申請者 氏 名(代表者名)		
電話番号		
年 月 日第 号をもって許可のあった火葬場の使用については、 次の理由により中止したいのでお届けします。		
使 用 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで	
使用 区分	火葬場 1 大人(12歳以上) 2 小人(12歳未満) 3 死産児 4 改葬による人骨 5 その他(産汚物、4月未満の死産児、人体の一部)	
	待合室 (熊本市斎場 に限る。)	第1室 第2室 第3室 第4室 第5室
	式 場 (熊本市斎場 に限る。)	1 夜間 2 昼間 3 昼夜間
中 止 理 由		
備 考		

様式第4号(第3条関係)

熊本市火葬場使用許可変更申請書 年 月 日 熊本市長 (宛) 住 所(所在地) _____ 申請者 氏 名(代表者名) _____ 電話番号 _____ 年 月 日第 号をもって許可のあった火葬場の使用については、 次のとおり変更したいので申請します。	
使 用 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで
使用 区分	火葬場 1 大人(12歳以上) 2 小人(12歳未満) 3 死産児 4 改葬による人骨 5 その他(産汚物、4月未満の死産児、人体の一部)
	待合室 (熊本市斎場 に限る。) 第1室 第2室 第3室 第4室 第5室
	式 場 (熊本市斎場 に限る。) 1 夜間 2 昼間 3 昼夜間
変 更 内 容	
変 更 理 由	

様式第5号(第3条関係)

熊本市火葬場使用許可取消(変更・停止)通知書

第 号
年 月 日

様

熊本市長 印

年 月 日第 号をもって許可した火葬場の使用については、次の理由により取消し(変更・停止)をすることを通知します。

理 由

様式第6号(第3条関係)

熊本市火葬場使用変更許可書

第 年 月 日
号 日

様

熊本市長 印

年 月 日第 号の火葬場の使用許可について、次のとおり変更を
許可します。

変更理由

様式第7号(第7条関係)

熊本市火葬場使用料減免申請書				
年 月 日				
熊本市長 (宛)				
申請者 住 所(所在地) 氏 名(代表者名) 電話番号				
次のとおり火葬場の使用料の減免を申請します。				
使 用 日 時	年 月 日	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで		
使 用 区 分	種 別	減免申請数	減免申請額	
火 葬 場	大人(12歳以上)	体	円	
	小人(12歳未満)	体	円	
	死産児	体	円	
	改葬による人骨	体	円	
	その他(産汚物、4月未満の死産児、人体の一部)	個	円	
待 合 室 (2階) (熊本市斎場に 限る。)	第1室 第2室 第3室 第4室 第5室			
式 場 (熊本市斎場に 限る。)	1 夜間 2 昼間 3 昼夜間			
減 免 の 理 由				
減免前の使用料	円			
減 免 額	円			
減 免 後 の 額	円			

※太枠内は記入しないで下さい。

様式第8号(第8条関係)

熊本市火葬場使用料還付申請書			
年 月 日			
熊本市長 (宛)			
住 所(所在地)			
申請者 氏 名(代表者名)			
電話番号			
年 月 日第 号をもって許可のあった火葬場の使用について、次の理由により使用できませんので、使用料の還付を申請します。			
使 用 日 時	年 月 日	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで	
使 用 区 分	種 別	還付申請数	還付申請額
火 葬 場	大人(12歳以上)	体	円
	小人(12歳未満)	体	円
	死産児	体	円
	改葬による人骨	体	円
	その他(産汚物、4月未満の死産児、人体の一部)	個	円
待合室(2階) (熊本市斎場に限る。)	第1室 第2室 第3室 第4室 第5室		
式 場 (熊本市斎場に限る。)	1 夜間 2 昼間 3 昼夜間		
不使用の理由			
既納使用料	年 月 日 納付 円		
還 付 額	熊本市火葬場条例第9条 号該当 円		

※太枠内は記入しないで下さい。

様式第9号(第9条関係)

熊本市斎場特別設備許可申請書									
年 月 日									
熊本市長 (宛)									
住 所(所在地)									
申請者 氏 名(代表者名)									
電話番号									
年 月 日第 号をもって許可のあった熊本市斎場の使用について特別の設備をしたいので、次のとおり申請します。									
使 用 日 時		年 月 日		午前・午後 時 分から		午前・午後 時 分まで			
使用区分	待合室	1 1階ロビー 2 2階(第1室 第2室 第3室 第4室 第5室)							
	式 場	1 夜間 2 昼間 3 昼夜間							
特別設備の理由									
特別設備の概要 名 称 形 状 寸 法 その他									
備 考									

様式第10号(第9条関係)

熊本市斎場特別設備許可書									
第 年 月 日 号									
住 所(所在地)									
氏 名(代表者名)									
熊本市長 様 印									
年 月 日付けで申請のあった熊本市斎場の特別設備については、次のとおり許可します。									
使 用 日 時		年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで							
使用区分	待合室	1 1階ロビー 2 2階(第1室 第2室 第3室 第4室 第5室)							
	式 場	1 夜間 2 昼間 3 昼夜間							
特別設備の理由									
特別設備の概要 名 称 形 状 寸 法 その他									
備 考									

様式第11号(第10条関係)

熊本市火葬場施設等毀損(滅失)届	
年 月 日	
熊本市長	(宛)
	住 所(所在地)
	氏 名(代表者名)
	電話番号
火葬場の施設等を次のとおり毀損(滅失)したのでお届けします。 つきましては、熊本市火葬場条例第16条の規定に基づき御指示の方法によりその損害を賠償します。	
日 時	年 月 日 午前・午後 時 分
毀損(滅失)した箇所又は物品	
毀損(滅失)の内容又は程度	
処 理 状 況	
備 考	

様式第 1 号 (第 2 条関係)

(平22規則21・平24規則163・一部改正)

様式第 2 号 (第 2 条関係)

(平22規則21・平24規則163・一部改正)

様式第 3 号 (第 3 条関係)

(平22規則21・平24規則163・令 2 規則72・一部改正)

様式第 4 号 (第 3 条関係)

(平22規則21・平24規則163・一部改正)

様式第 5 号 (第 3 条関係)

(平22規則21・一部改正)

様式第 6 号 (第 3 条関係)

(平22規則21・一部改正)

様式第 7 号 (第 7 条関係)

(平22規則21・平24規則163・令 2 規則72・一部改正)

様式第 8 号 (第 8 条関係)

(平22規則21・平24規則163・令 2 規則72・一部改正)

様式第 9 号 (第 9 条関係)

(平22規則21・平24規則163・令 2 規則72・一部改正)

様式第10号 (第 9 条関係)

(平22規則21・平24規則163・一部改正)

様式第11号 (第10条関係)

(平22規則21・平24規則163・令 2 規則72・一部改正)